

第2回 十和田市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会

# 介護予防ケアマネジメント

平成29年1月31日（火）午後1時～2時

十和田市 高齢介護課

## 総合事業で変わること

要支援者の	介護予防訪問介護	⇒	総合事業訪問介護
	介護予防通所介護	⇒	総合事業通所介護

上記のみの利用者は、総合事業対象者に変わります。

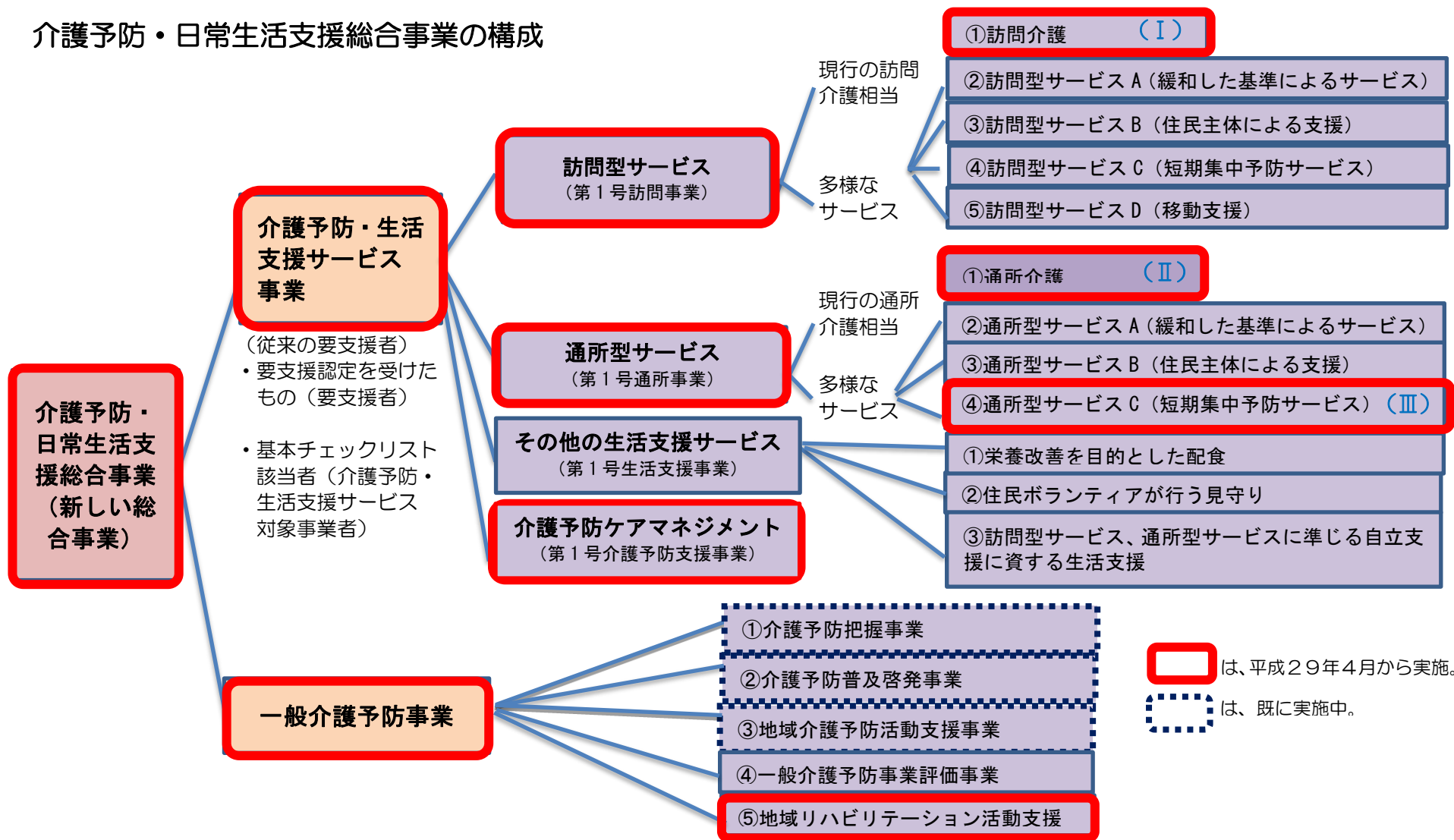
《ただし》

要支援者の、訪問看護・福祉用具・短期入所などは従来通り、介護予防給付のサービスとして利用可能です。

介護予防給付として現行と同様。

総合事業対象者の区分支給限度額は、原則5,003単位となります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



## サービスの種類

基準	訪問型サービス（現行相当）（Ⅰ）	通所型サービス（現行相当）（Ⅱ）	多様なサービス（Ⅲ）
サービス種別	訪問介護（ヘルパー）	通所介護（デイサービス）	通所型サービスC 短期集中予防サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練	生活機能を改善するための機能向上
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース等	既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース等	ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケース等
実施方法	事業者指定（みなし指定）	事業者指定（みなし指定）	事業者委託実施
サービス基準	予防給付の基準を基本	予防給付の基準を基本	内容に応じて
利用者負担	サービス料の 1 割または 2 割	サービス料の 1 割または 2 割	なし
サービス提供者	訪問介護事業所	通所介護事業所	整骨院・接骨院等
利用区分	月毎の定額の利用料 要支援 1・2：週 1 回程度の利用 1,168 円 要支援 1・2：週 2 回程度の利用 2,335 円 要支援 2：週 2 回を超える利用 3,704 円 初回加算 1 月につき +200 円 生活機能向上連携加算 1 月につき +100 単位	月毎の定額の利用料 要支援 1・2：週 1 回程度の利用 1,647 円 要支援 1・2：週 2 回程度の利用 3,377 円  ※各種加算は予防給付と同一	<b>基本チェックリスト</b> により、要支援相当と判定された者  3～6 か月の短期間で実施
事業者への支払	国保連合会経由で審査・支払い	国保連合会経由で審査・支払い	委託契約により

## **介護予防ケアマネジメントとは**

利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ、効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものである。

## **自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを！**

- 要支援者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、ケアマネジメントのプロセスを通じて、本人の意欲に働きかけながら、目標指向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会を増やし、状況等に応じて、要支援者等同士が地域のお互いの支え手になることを目指します。
- 単に利用者の困りごと、要望を叶える補完的なサービス調整を行う役割を果たすものではなく、適切なアセスメントのもとに、利用者本人の「したい」「できるようになりたい」生活行為が目標として明確に設定され、その達成のための利用者の主体的な取組みが実践できるような動機付けと、それを継続できるようなサービス等のコーディネートや環境調整等が必要です。

## 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援

介護予防ケアマネジメント（予防給付では介護予防支援）は、サービスの内容によって異なります。

	要支援者 （給付のみ）	要支援者（※1） （給付＋事業）	要支援者（※2） （事業のみ）	事業対象者
介護予防 ケアマネジメント （総合事業）	—	—	○	○
介護予防支援 （予防給付）	○	○	—	—

※1、介護予防サービスも利用している方は、現行通り介護予防支援となります。

※2、総合事業のサービスのみを利用している方は、介護予防ケアマネジメントです。

### 介護予防ケアマネジメントの実施主体

①地域包括支援センター

②地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所

## 介護予防ケアマネジメントの類型について

ケアマネジメントは3種類になりますが、ケアマネジメント A を実施します。

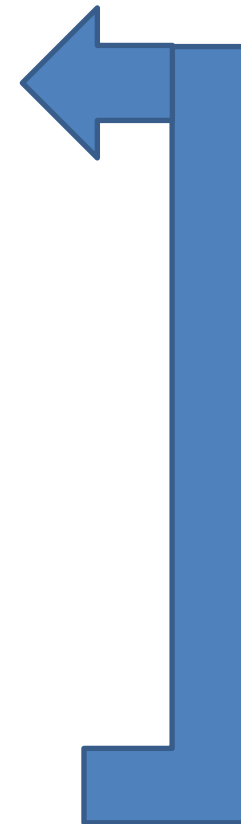
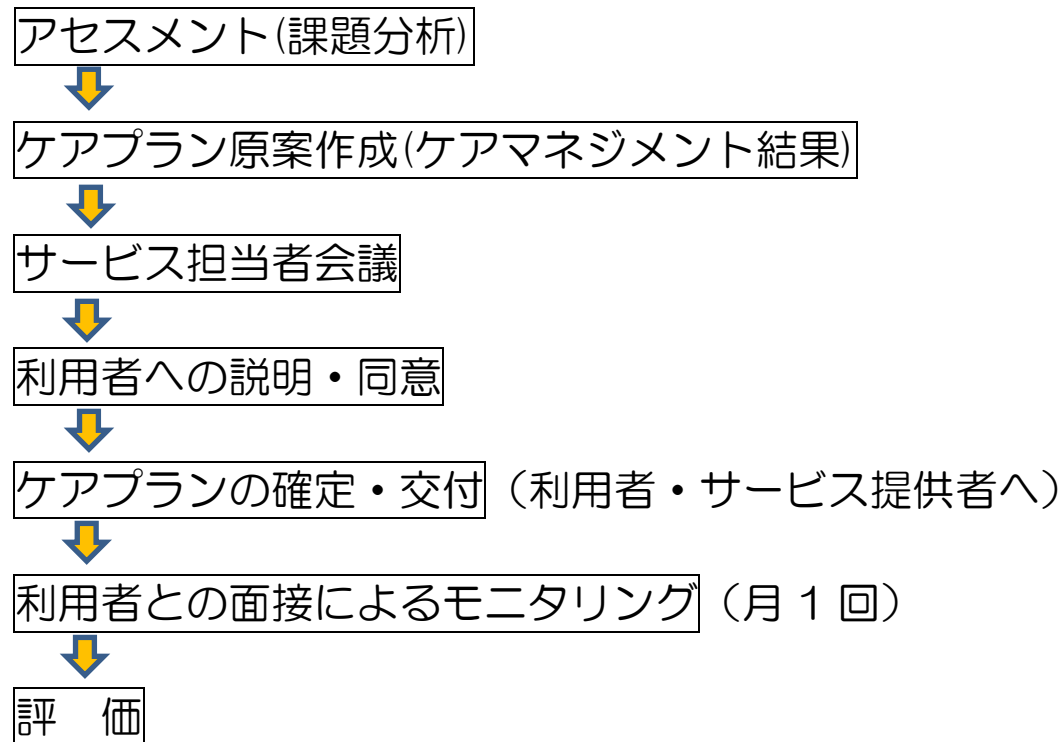
- ①ケアマネジメント A（介護予防支援と同様のケアマネジメント）
- ②ケアマネジメント B（サービス担当者会議やモニタリングを省略したケアマネジメント）
- ③ケアマネジメント C（サービス利用開始時のみの介護予防ケアマネジメント）

	介護予防支援	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
アセスメント	○	○	○	○
ケアプラン原案作成	○	○	○	—
サービス担当者会議	○	○	△	—
利用者への説明・同意	○	○	○	○
ケアプラン確定・交付	○	○	○	—
モニタリング	○	○	△	—
実施時期	実施中	H29.4月～	検討中	検討中

※モニタリングについては、月1回実施する

## ケアマネジメントの流れ

現行の介護予防支援と同様のプロセス





## **介護予防サービス・支援計画表**

ケアプランの様式は変更ありません。  
(指定介護予防の様式と同様です)

別紙 「総合事業のQ&A」(十和田市版)を参照ください